

「平成22年分公的年金等の源泉徴収票」 を発送しました

日本年金機構から、平成22年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた皆様に、平成22年中に支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「平成22年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されました。

「公的年金等の源泉徴収票」は、所得税の確定申告の際の添付書類として必要となります。

なお、障害年金や遺族年金は所得税の課税対象になっていないため（非課税）、障害年金や遺族年金を受けている人には源泉徴収票は送付されません。

万一、源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合には、日本年金機構のねんきんダイヤルにおいて源泉徴収票の再交付の受付を行っています。

国民年金だより

問い合わせ先
市民課国保年金グループ
☎40-5556

栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

☎03-6700-1165 (IP電話の方)

受付時間

午前8時30分～午後7時（月曜日）

※ただし、月曜日が休日の場合は火曜日

午前8時30分～午後5時15分（火～金曜日）

午前9時30分～午後4時（第2土曜日）

※祝日はご利用できません。

来訪による源泉徴収票の再交付の受付、その他の年金の相談については年金事務所及び年金相談センターで受付けています。お問い合わせ等の際は、年金証書等基礎年金番号・年金コードが分かるものをご用意ください。

年金の請求をお忘れではありませんか？

お心当たりのある方は
お早めにご相談ください。

●年金の加入期間が25年未満の方へ

- ・年金の加入期間が25年未満の方でも、カラ期間と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。（カラ期間の例：サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など）
- ・生まれた年などにより、25年未満でも年金を受け取れる場合があります。

●厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ

- ・厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。（特別支給の老齢厚生年金：65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金）

●厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ

- ・「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行ってください。
- ・片方の年金の受け取り開始を繰り下げている方は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。

●年金の受け取り開始期間を66歳以降に繰り下げている方へ

- ・70歳になっても、年金は自動的に支払われません。
- ・年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

●60歳以上で、会社にお勤めの方へ

- ・現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。
- ・給与の額などに応じて、年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

相談は、栃木年金事務所またはねんきんダイヤル
(☎0570-05-1165) までお願いします。